

災害報道：日常の報道姿勢の所産と情報環境の監視

立教大学教授 服部孝章

震災で見えた報道の課題

六三〇〇人を超す死者、いままも避難所であるいはテントで暮らす多くの被災者。私たちは一九九五年一月十七日、マルチメディア、インターネットなど情報伝達手段の高度化・多様化が話題となる「高度情報社会」のなかで、阪神淡路大震災を経験した。地震発生直後、被災地上空から報道機関の数多くのヘリコプターが、崩壊したビルや高速道路路として延焼し続ける被災地の状況を伝え、多くの市民がテレビが伝える映像に釘付けとなった。

「瓦礫撤去後の土地利用については、今も決まっていないところが多くあり、神戸での『駐車場ラッシュ』は、しばらく続きそうだと『神戸復興新聞』⁽¹⁾の第26号(1995年12月22日)は伝えている。神戸新聞社が入っていた神戸新聞会館の跡地も更地となり、今は駐車場に利用されている。

「生活のため、タコ焼き屋を始めた被災者に『仮設住宅での商売はダメ』『生活が苦しければ生活保護を受けろ』という市職員。自立への意気込みを消沈させる行政に憤る市民の声が聞こえてくる」(毎日新聞神戸支局「被災地ルポ：被災市民を苦しめる仮設住宅での商業行為禁止規定」『Justice current 01』⁽²⁾)といった現実を前に、大震災から一年たった現在、被災は継続している。こうした現実を伝え続ける報道姿勢とそれに基づく被災者の立場からの生活情報の提供は、被災地以外に住む者にとっても必要不可欠なものである。災害の現実とその後の状況は語り継がれ、報道され続けているのであろうか。

災害発生当日の夜、全国中継されたテレビ番組のなかには、「もし、この規模の地震が東京で起きたら」といった視点からの報道が少なからずあった。また瓦礫のなかで救助を求めている被災者にマイクを向けたり、その模様を伝える報道関係者。混乱した状況にあったとしても、それは傍観者の姿勢であり、やじ馬でしかない。現実には救援活動が展開され、救護を待つ被災者が存在しているなかでは、安否情報、消息情報そして生活情報など、被災者が被災地で生き延びるための「生存情報」こそが求められていた。

検証した各報道機関は災害報道のあり方を検証し、それぞれのメディアごとにマニュアルが作られていくだろう。そのさいに、とくに放送事業者に求めたいことがある。それは自治体との協力の関係のなかで、災害情報および生存情報の伝達にあたり効率的かつ的確な方法を自主的に確立することである。報道機関の取材結果による「報道」番組にあわせて公的情報を伝える「広報」番組を編成し、行政の取組みの現状を被災住民により迅速に周知すること。メディアの特性を活かした「広報放送」は、災害時の報道体制のあり方を検討していく上で、各放送局の連係と

国や自治体の行政機関などの協力によって可能になるはずだ。これは放送局の自主的な判断による、自治体への時間の「提供」であるべきで、法的義務を課せられた放送とすべきでないことはいうまでもない。これに類すること、が災害対策基本法に規定されているが、それぞれの放送対象区域ごとに存在する放送事業者には、他のテレビ局やラジオ局との局間および新聞社などの報道機関との間で、さらに自治体と協力して災害発生時の緊急事態の放送体制を確立することが求められる。

関西圏以外の市民には、テレビ放送ではNHK教育を除き、きめの細かい安否情報や生活情報を見ることはできなかった。地元神戸のサンテレビや大阪の放送局を除き、テレビメディアは全国ネットの関係から、被災者よりも全国の市民に被害の実状を伝えることに重点を置き、日常のネットワーク体制の問題点が表面化した。たしかに被災地の住民にとってテレビを見る余裕もさらには見るための電力さえないといった現実があるとしても、衛星中継をはじめ現場からの中継手段に苦心したテレビの報道は、在京キー局が司令塔となったためか、前述のような傍観者的な姿勢が目立った。放送区域が隣接する放送局間で災害緊急時における

報道体制の協力関係を構築するための協定は、関東広域圏U局間で行われているが、全国各地で検討され強化されるべきであろう。

地元のサンテレビやラジオ局そしてNHKラジオ（とくにNHK-FM）が提供し続けた安否情報、消息情報として生活情報は、被災現場で生き延びるための必要不可欠なものであり、これらのきめ細かな情報伝達が、関東大震災時にみられた流言飛語や悪意に満ちたデマの発生や流布を未然に防いだり、あるいは広範囲なものに仕上がったという点で評価される。しかし、報道された情報が、現場の混乱状況から未確認情報も少なくなかったといわれているが、いかにして確認を実行し、より正確な情報を提供しうるのかも課題として残された。

一方、新聞では、毎日新聞の「希望新聞」に代表されるように、商店、ガソリンスタンドや公衆浴場などの営業状態、給水場所など生活に密着したきめ細かい情報を掲載するといった、マスコミのミニコミ化が展開され、被災者に必須情報を伝えた。こうした「希望新聞」情報は、放送メディアの速報性ととともに、新聞のもつ情報確認機能が重要なことを私たちにあらためて認識させた。

日常の報道姿勢に求められていること

震災から一年を経過し、震災一周年として区切りの報道がテレビや新聞に多く見られる。被災者の現状、火災保険の約款内容問題やマンションなどの区分所有であった崩壊建物の再建問題をはじめ、住民の行政不信など多くの課題が報じられている。それは震災一周年のキャンペーンで収束してはならない。こうした緊急に解決を迫られている問題を、報道機関は今後も復興の状況とともに、被災地はもちろん全国の読者・視聴者に息長く継続して伝える責務がある。

第一に行政機関を監視すること。被災地の兵庫県や神戸市などの自治体の行政姿勢を検証し続けることである。同時に、行政に情報公開を迫り続ける必要もある。そして報道機関全体に、とりわけ地元のメディアにはその地域住民の代弁者としての役割が期待される。

第二に、被災者の立場からの視点での報道姿勢をとり続けること。そして、第三に、被災者の人権を十二分に配慮した取材・報道。震災発生当初に見られた住民の反発を受けた取材は慎むべきである。ヘリコプターの乱舞や

多数の報道用車両が救援活動を阻害した状況は忘れ去られることはないだろうが、天皇・皇后が被災地を訪問した際に、報道機関が「協定」を結び整然とした取材活動を行ったことも記憶にとどめておかねばならない。広域災害の情報伝達についても、今回の大災害から多くの教訓を学び、そしてそれらを実施に移すことが肝要だろう。

私たちの役割

一方、災害情報を受ける側の市民にとっては、自らがおかれている情報環境を認識する必要がある。放送は、その社会的機能、そして利用する電波の物理的有限性などから「公共性」「公共的使命」をもつものと捉えられてきた。国民全体の財産である電波を、免許制度のもとで利用する放送事業には「公共性」「公益性」が強く求められる。今回の大震災でライフラインとして、公益事業である電気、ガス、水道、運輸とともに、情報伝達網についても、その重要性が指摘された。情報伝達手段のひとつである放送は、電気や水道などの公益事業に準ずる事業活動である。こうした貴重な資源を利用

する放送、そしてその放送番組は、当然ながら私たち市民ひとりひとりにとって、充実したものでなければならぬ。視聴者である市民の期待に応えなければならぬ役割と責務が放送事業者に課せられている。視聴者の期待に応えるというのは、必ずしも視聴率の高い番組を制作・放送するというのではなく、視聴者の多様なニーズに、多種多様な番組を通して応えていくということであるはずだ。

その典型的な例として、NHK教育テレビが午後七時五〇分から放送している「手話ニュース」がある。このような聴覚障害、視覚障害をもつ人々に向けた番組、その他、在日外国人向けの外国語放送などの放送番組がテレビ・ラジオを通じて放送されている。この手話ニュースは、地震発生当日は教育テレビも地震関連情報を放送し続ける報道体制のなかでこの貴重な番組は放送されなかった。放送現場の混乱ぶりを示す証左の一つでもある。情報弱者はこうした緊急時にこそ救済されなければならないはずである。

NHKおよび民放の放送事業者の努力の結果、テレビの難視聴地域は少なくなつたが、民放テレビ局数でみた場合の地域格差は残されている。関東、近畿、中京圏を除き、都道府県の県域

単位で民放の放送局が免許されてきたが、放送技術の発展した現在では、人口比での放送局開設が認められるような施策の検討が必要ではないのか。たしかに、FMラジオでは、北海道の函館市にコミュニティFMラジオ「FMいるか」が設立されるなど、全国各地でコミュニティFMラジオの開局が相次いでいる。

テレビ放送についてみると、都市型CATVとよばれるケーブルテレビは大都市圏で開設されているが、地上波テレビ放送の場合、人口一〇〇〇万を超える東京都では、民放テレビ局は一九九五年秋に開局した東京メトロポリタンテレビを加えても六局。一方、人口一〇〇万前後の県には、民放テレビ局が三局あるいは四局、開設されている。人口比で見ただけの場合、二〇万ないし三〇万人に一局、一方、東京地区の場合には約二〇〇万人に一局と、そこには一〇倍もの格差がある。このように、人口比での格差は正も、伝達コストの面で他の伝達手段に比べきわめて安価なシステムである電波を利用する放送メディアにおいて、検討されるべきである。「豊かで、かつ、よい放送番組を放送すること」と放送法に規定されるNHKは、かつて自局PRとして「あなたが育てる豊かな放送」といっ

たキャッチコピーをNHKの放送を通して、受信者に訴えていたことがあった。まさに、充実した放送環境を形成していくためには、放送事業者の努力とともに、私たち市民ひとりひとりが、放送番組の内容についての関心とともに、自分たちが住む地域での放送環境を、吟味する必要がある。

同時に、日本における現行の放送制度をあらためて検証することが、放送番組を豊かなものにしていくことにつながる。そしてそれは、災害時により豊かな情報を受信するための大きな要因にもなる。より安全な水を得るために、蛇口から出る水の水質検査を繰り返すだけではなく、貯水池や水道管の状況そしてそれぞれの地域の水道行政をチェックしなければならぬように、豊かな放送環境を形成していくためには、市民として放送制度に無関心であってはならない。私たちが置かれている放送環境を「知る」こと、そして放送制度を「理解する」こと、さらに、マルチメディア時代に向かっていく現在、そして高度情報社会と呼ばれる時代に今回の大震災を経験した私たちにとって、放送環境や放送制度を「検証する」ことは明日を生きるために不可欠なことだ。

(一)『神戸復興新聞』は一九九五年八月八

日創刊、同年九月までは週二回刊、一〇月以降毎週金曜日発行。神戸市東灘区住吉宮町三―二―四(郵便番号6558) 電話078-8114783

同紙は、創刊号に、「神戸復興新聞は被災地の復興の進展を継続して全国に伝えていくことにより、神戸の復興に貢献したい」と思っています。また、今回の神戸市・兵庫県の阪神大震災に対する事前対応(防災計画)と事後対応(緊急政策・復興政策)に関しての情報を提供することにより、記事の内容が各地方で今後の防災計画を作成する際の基礎資料として役立つことも神戸復興新聞の目的としています。そのため例え「オウム事件」や「ハイジャック事件」などの社会問題が生じて、私達は神戸の復旧と復興に関わる記事だけを断固として伝えていきます」と宣言し、以後、被災者の声、災害救助・法と実務、復興と街、子供達の震災などの連載をはじめ、神戸のいまを伝え続けている。

(2)『ジャスティス』current-01号は「先例に挑む 誰がための法と行政か―阪神大震災復興行政を検証する」を特集している(システムファイブ刊 電話03-534011221)。

(はっとり・たかあき)